

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 6 月 28 日

水 曜 日

号 外(2)

目 次

告 示

○富山県総合体育センターの利用料金の額についての一部改正

1

~~~~~

### 告 示

~~~~~

富山県告示第307号

富山県総合体育センターの利用料金の額についての一部改正について

富山県総合体育センターの利用料金の額について（平成25年富山県告示第 150号）の一部を次のように改正し、富山県総合体育センター条例の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第37号）の施行の日から施行する。

平成29年 6 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

題名を次のように改める。

富山県総合体育センターの利用料金の額等について

本文中「額及び」を「額、」に改め、「第4項の知事が定める額」の次に「並びに別表第2の2の表の備考第3項の知事が定める施設及び知事が定める額」を加える。

2の表の次に次の1表を加える。

3 条例別表第2の2の表の備考第3項の知事が定める施設及び知事が定める額

区分		単位	金額（円）
小体育室	光線銃	30分	100
	生徒		50
卓球コーナー		1台につき30分	50
ビリヤードコーナー		1台につき30分	150

(スポーツ振興課)